

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活について生徒が主体的に考える機会を設け、生活のきまりを社会や生徒の実態を踏まえ継続的に見直し、粘り強く指導する。
- ② 安全のために主体的に行動できる力を育むために、体験的に学べるセーフティ教室を行う。
- ③ 生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を育むために、朝礼での講話や各教科等においてスライド教材を用いて、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の取組を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」を基にアンケートを毎月実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、学級全体で「いじめは決して許さない」といった毅然とした態度を育む。
- ② 週1回いじめ対応のための時間を設定し、教員の生徒理解やいじめ対策の研修、生徒理解のための生徒面接を計画的に行うとともに、「学校いじめ対策委員会」を核として、組織的ないじめ防止の手だてを講じ、実践する。
- ③ 第1学年では、スクールカウンセラーとの全員面接や「いじめ防止プログラム」やソーシャルスキルトレーニング等の取組、学級全体で年3回いじめ防止に関する授業を実施する。
- ④ さまざまな困難・ストレスへ対処できるように、年に1回以上SOSの出し方教育を行う。
- ⑤ 情報モラル教育として、生徒会を中心にSNS学校ルールを発表・掲示する他、セーフティ教室、「SNS東京ルール」を活用した授業を行う。
- ⑥ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組を朝礼等で全校生徒に伝え、「特別の教科 道徳」の時間に、内容項目「生命の尊さ」の授業を学級全体で行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心に、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター等の外部機関と積極的に連携し、校内支援センター「いばたき」など校内の居場所づくりも含めた不登校生徒の社会的自立に向けた支援を行う。
- ② スクールカウンセラーを交えた校内委員会を毎週設定し、「個票システム」等を活用しながら、気になる生徒や不登校生徒等の情報交換を行い、個の状況に応じた指導・支援方法を行う。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 特別支援学級の生徒の指導について、全教職員の理解と協力が得られるように相互の連携や情報交換を密にする。
- ② 学校行事や各学年行事に加え、各教科等や総合的な学習の時間や「特別の教科 道徳」の取組においても、通常の学級の生徒との交流及び共同学習の機会を設定する。
- ③ 生徒一人ひとりの特性や健康状態に合わせた学校生活支援シート・個別指導計画を活用し、家庭と情報共有を密にするとともに、医師や関係諸機関との連携を図り、組織的かつ計画的な個に応じた支援を行う。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- ① 学期に1回「小中一貫教育の日」を設け、授業参観及び意見交換により連携を深めることを軸とし、小中合同引き渡し訓練、小学生の中学校授業・部活動見学と体験・参加、小中交流会、中学校合唱コンクールリハーサル見学会、児童会と生徒会を中心にしたSNSルール作り等を実施する。
- ② 「学力定着プロジェクトチーム」を設置し、調査結果の分析と授業改善の取組内容等を共有し、学習に関する共通事項の検討を行い、学習に関するスタンダード策定を進める。
- ③ 生活指導やICT、養護、特別支援のチームを設置し、児童・生徒の情報交換を定期的に行う。
- ④ 「地域の子どもは地域で育てる」の意識を保護者・地域と共有・連携し、青少年対策長房地区委員会や学校運営協議会等と協働した三校地域清掃活動・三校交流会等を実施する。

ウ その他

- ① 八王子市版情報活用能力系統表によるICT活用技能・情報リテラシーを義務教育9年間の積み重ねの基盤としてグループで共通理解し、思考力・判断力・表現力等を育成する。
- ② 常日頃から効果的な使用方法を創意しながら、朝学活や授業で1人1台の学習用端末を活用する。
- ③ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義を理解させるとともに、「長房中2020レガシー」として、豊かな心を育むために地域と連携して、高齢者施設訪問やクリーン活動等を行う。
- ④ 八王子市の部活動改革がめざす方向性に基づき、「部活動改革ロードマップ」に則り部活動の再編を進めるとともに、地域人材を活用した拠点校方式の部活動も実施する。